

第 15 回
大阪市都市景観委員会
会 議 録

日 時	平成16年11月2日（火） 午後2時00分
場 所	大阪キャッスルホテル 6階 鳳凰の間

大阪市都市景観委員会（第15回）

1. 開催日時 平成16年11月2日（火）午後2時10分～午後3時31分
2. 開催日時 大阪キャッスルホテル 6階 鳳凰の間
3. 出席者

(1) 委員（敬省略、○印が当日出席委員）

委員長	○三	輪	雅	久
委員		東	孝	光
		岩	井	珠
		惠		
	○荏	原	明	則
		小	林	正
		美		
	○田	端		修
		○檜	崎	正
		博		
		鳴	海	邦
		碩		
	○藤	本	英	子
		楨	村	久
		子		
		真	砂	泰
		輔		
	○増	田		昇
		○山	田	善
				一

(2) 市側

菊	植	住宅局建築指導部長	
白	木	教育委員会事務局生涯学習部長	
		長	
多	加	ゆとりとみどり振興局緑化部長	
		(藤野緑化推進部長の代理出席)	
永	井	建設局土木部企画担当課長	
		(彌田土木部長の代理出席)	
山	野	交通局建設部建築課長	
		(綿谷建設部長の代理出席)	
【計画調整局】	岩	本	計画調整局長

事務局（計画調整局）	北 村	計画調整局計画部長
	畠 山	地域計画担当部長
	坊 農	開発企画部都市デザイン課長
	阿 部	開発企画部都市デザイン課課 長代理
	林	開発企画部都市デザイン課担 当係長
	山 本	開発企画部都市デザイン課

4. 会議次第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - 1) 景観法の活用について
 - 4) その他
- 3 閉 会

〔配付資料等〕

- ・配 席 図
- ・説 明 資 料
- ・資 料
 - 1－1 本市の景観関連施策概要
 - 1－2 本市の景観関連施策図
 - 1－3 本市の特徴的な景観プロット図
 - 1－4 本市都市景観条例・要綱に基づく景観協議実績
 - 2－1 大阪市都市景観条例検討時の考え方
 - 2－2 景観緑三法の概要
 - 2－3 景観法と本市都市景観条例の比較及び検討課題
 - 3 景観法の活用イメージと課題
 - 4 景観法活用検討部会運営要綱（案）
 - 5 指定景観物の指定について（報告）

5. 議事内容

○事務局（坊農課長）

ただいまより第15回大阪市都市景観委員会を開催させていただきたいと存じます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます計画調整局開発企画部都市デザイン課長の坊農でございます。よろしくお願いいたします。

本日の委員会、三輪委員長を始め、今現在6人の委員の方々がご出席いただいております。もう1名の方来られましたら、7名という形で始めさせていただくことになろうかと、よろしくお願いいたします。

なお、本日、東委員、岩井委員、小林委員、鳴海委員、真砂委員につきましては、所用のため、本日ご欠席との連絡を既にいただいております。

それでは、まず本委員会の開催に当たりまして、岩本計画調整局長よりごあいさつをさせていただきますと思います。

○岩本計画調整局長

委員の先生方には、大変お忙しい中、ご出席賜りまして本当にありがとうございます。

本日の話題は、国に景観法ができましたことを受けまして、いよいよ私どもとしても次のステップに入る時期を迎えました。その内容につきまして、ご意見を賜りたいと思っております。

本市では、平成10年9月の大阪市都市景観条例の制定以来、平成11年12月には先生方のお力によりまして景観形成基本計画を策定し、都心中央など4地区を景観形成地域に指定いたしまして、大阪城天守閣や御堂筋のグリコネオン等のすぐれた景観資源を指定景観形成物に指定するほか、大規模建築物の景観協議制度ですとか、御堂筋まちなみ誘導制度、建築美観誘導制度などによりまして、都市景観の向上に向けた協議、誘導を行ってまいりました。

さて、先ほど申しましたように、国においては首相の諮問会議でございます観光立国関係閣僚会議において、美しい国づくりの推進に向け、観光立国行動計画が平成15年7月に制定されました。また、国土交通省では、我が国を美しい自然環境との調和を図りつつ、次の世代に引き継ぐという理念のもと、美しい国づくりに向けて美しい国づくり政策大綱が制定されました。

これらを背景としまして、建築物等の形態意匠などに踏み込んだ規制が可能となります。景観法が、平成16年6月18日に公布されました。12月17日には施行される予定でござ

います。

国立裁判で見られますように、景観に関する関心は非常に高まってきておりますので、普及、啓発を旨としてまいりました本市都市景観条例によります景観形成に加えて、今回の景観法の施行を契機としまして、大阪の歴史的、文化的資源の蓄積等を効果的に活用し、大阪ならではの魅力を引きだし、あるいは創出して都市景観を向上させ、大阪の発展と一層つなげてまいりたいと、そういう時期に来たというふうに考えております。

今後の大阪にとりまして、望ましい景観形成をどのように図るべきか、またその際の有効な規制、誘導方策はどのように行うのがいいのか、そういう点につきまして、私ども今後景観施策を一層充実してまいりたいと考えておりますので、先生方におかれましては活発なご意見をいただくことをお願いいたしまして、次の景観行政からいたしますと次の新しい段階に参りましたことを受けました委員会というふうに位置づけております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（坊農課長）

どうもありがとうございました。

それでは、まず本日お手元に配付させていただいております資料につきまして、確認をさせていただきたいと思えます。

まず、第15回の都市景観委員会の委員次第でございます。

次に、右肩のところに四角で説明資料と書かせていただいておりますA4一枚ものの資料がございます。

次に、右肩に資料1-1本市の都市景観施策でございます。

次に、資料1-2から資料1-4まで、それぞれ資料をお手元にお配りをさせていただいております。

資料1-2につきまして大阪市の景観関連施策図、それから資料1-2で大阪市の景観関連施策図（都心部）という表題をつけさせていただいております。

資料1-3は本市の特徴的な景観プロット図でございます。資料1-4は、本市都市景観条例に基づく景観協議実績と、条例に基づく大規模建築物の景観協議事例、条例に基づく大規模景観協議実績、平成11年から15年度のものでございます。

続きまして、資料2-1は大阪市都市景観条例検討時の考え方という資料でございます。資料2-2、景観緑三法でございます。資料2-3、景観法と大阪市都市景観条例等の比較及び検討課題についてというA3の資料でございます。

資料3は、景観法の活用イメージと課題という資料でございます。

それから、資料4は景観法活用検討部会運営要綱（案）でございます。

最後に、資料5、指定景観形成物の指定について（報告）でございます。もし、資料等で不足しているものがございましたら、事務局にお申しつけください。

○三輪委員長

ちょっと間ですが、委員ご出席でございますので、会議が有効に成立いたしましたので。

○増田委員

すみません。どうも遅れまして申し訳ございません。

○事務局（坊農課長）

それでは、増田先生がお越しになりましたので、7名の委員の方々がご出席ということで、始めさせていただくことにいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、三輪委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○三輪委員長

それでは、私、役目でございますので議長をやらせていただきます。

本日の議事に入らせていただきます。

本日の議事といたしまして、1番、景観法の活用について、今お話がありましたように、景観三法というような法律ができて政令案ができて、ずっと国の方の法令が出てきてまいりましたので、それをめぐって本市としてはどういう景観行政をやはり考えたいだろうかというようなあたりを、いろいろ工夫をしながら考えていただくというのが、その話が1つございます。

それで、後ほどそのための例えば部会を設けたり、それから部会の先生をお願いしたり、それからどういうことをとりあえずお願いするかというようなあたりも、きょういろいろお知恵を拝借したいというのが最初の議事でございます。

それから、その他で去年以来の景観形成資源の指定の報告、その他のことが若干ございます。

そのおおよそ2種類でございますが、最初に事務局の方から今お手元にお配りしてございます資料を中心にして一括して説明をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく。

○事務局（阿部課長代理）

それでは、お手元の資料につきまして、事務局からご説明させていただきます。

まず、説明資料と書いておりますA4一枚紙をごらんください。本日は、資料が多ございますので、全体構成を簡単にまとめております。

まず1つ目の議題であります景観法の活用については、4つの事項について資料を作成しております。

1つが本市の景観施策の概要でございます。大阪市では、景観条例などに基づきまして、良好な景観に関する知識の普及啓発、あるいは事業者との協議、誘導に重きを置いた施策を展開しておりますが、その概要をご説明いたします。

その後、景観法と本市条例との比較について資料をまとめております。景観法は、これまで条例で限界のありました強制力を伴う私権制限の枠組みを用意してございます。ただし、その適用に当たっては、市民や利害関係者の合意形成が不可欠でございまして、このあたり景観条例と景観法制度論から見ました対比をさせていただきます。

そのほか、景観法の活用の方向のイメージの案、あるいはこの委員会での景観法活用検討スケジュールの案についてご説明をいたします。

2つ目の部会の設置につきましては、景観法活用検討部会（仮称）の設置に関するご提案と、検討スケジュールについてご案内させていただきます。

それでは、資料の1-1から順次資料の説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○事務局（林係長）

都市デザイン課の林です。よろしく願いいたします。

資料1から4について、本市景観施策の概要ということで簡単に説明をさせていただきますと思います。

資料1-1をごらんください。1ページで、本市施策の概要ということで書かせていただいております。

ここに書いております景観形成基本計画から景観協定までありますけれども、こちらは条例に基づいて行われているもので、これについての簡単な説明を順次させていただきますと思います。

2ページに、大阪市都市景観条例が平成10年9月25日に制定されまして、それに基づいて景観形成基本計画が策定されております。この景観形成基本計画につきましては、アメニティーと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくるということを基本的に目標

といたしまして、その実現に向けた指針について、まちなみや公共施設の市域の景観向上と地域の特性を生かした都市景観の形成ということを掲げてあります。

その中で、地域の特性を生かした都市景観の形成ということで3つございます。

まず、景観形成ゾーンといたしまして、都心景観整備ゾーン、大川・中之島景観整備ゾーン、上町台地景観整備ゾーン、港景観整備ゾーン、この4つを定めてございます。

2つ目でございますが、景観軸といたしましてみずの軸、みちの軸、みどりの軸、この3つを定めてございます。

3つ目といたしまして、景観拠点、こちらはみどりの拠点、歴史のかいわい、にぎわいのかいわいということで、この3つを掲げております。

これらの計画に向けて推進するというところで、景観形成地域の指定及び大規模建築の面的整備、または建築物等の都市景観への配慮、指定景観形成物の指定、それと景観協定及び関連諸制度の活用ということを掲げております。

続きまして、その中のまず景観形成地域の指定ということで、3ページをごらんください。

景観形成地域といたしまして4つ定めてございます。都心中央部景観形成地域及び大川景観形成地域、中之島景観形成地域、道頓堀川景観形成地域、この4地域約680ヘクタールを指定しまして、デザイン指針のガイドブック等を作成し、普及に努めているところでございます。

続きまして、大規模建築物の事前協議ということで、4ページの方をごらんいただけますでしょうか。

再開発等促進区及び市街地整再開発事業のような大規模面的整備につきましては、検討書の作成、提出をしていただいております。こちらは、地区全体の景観形成の方向などを整理していただいて、提出をしていただいております。それ以外の大規模建築物の建築等の協議・届出ということで、bの項に7つほど対象を挙げておりますけれども、こちらは建物の遠景なり中景、近景なりの景観への配慮や工夫した部分を届出書に書いていただきまして、提出をお願いしているところでございます。

これらを検討するに当たりまして、5ページに表紙を紹介しております大阪市内で作成いたしました指針なりガイドブック等を参考にいただいております。

その下の景観協定につきましては、地域の住民及び企業が主体となって景観づくりに関するルールを制度化するということを設けておりますけれども、今のところ実績とし

てはございません。

続きまして、指定景観形成物の指定ということで、6ページの方をごらんいただけますでしょうか。

指定景観形成物につきましては、委員の先生方の協力も得まして、まず15年に、大阪城天守閣なり道頓堀グリコネオンということで12件指定をしております。さらに、16年10月8日ですけれども、後でこれは報告をさせていただく項目にもなっておりますけれども、10件指定をさせていただいております。

それ以外に、指導要綱として大阪市がやっている項目がございまして、まず御堂筋まちなみ誘導制度ということで、平成7年1月1日より施行をしております。これは土佐堀通から中央大通の間、約1.2キロ、全体として約20ヘクタールの区域ですけれども、その中で御堂筋に面する建築物の外壁の高さの制限なり、御堂筋から4メートルの壁面後退をさせていただいて空間整備をさせていただくという誘導を行っております。

8ページでございますが、建築美観誘導制度でございまして、こちらは昭和57年より施行をしております。6路線の誘導を行っております。ただ、その中の四ツ橋と御堂筋、土佐堀通につきましては、平成7年よりは誘導を行っている路線がございまして。こちらにつきましては、建物配置、高さ、広告物等につきまして協議をさせていただいて、景観に配慮をさせていただいているところでございます。

続きまして、9ページ以降でございますが、こちらは関連法規として都市計画の内容を挙げさせていただいております。

まず風致地区でございますが、都市の風致を維持するために定める地区ということで7地区、約548.5ヘクタールを指定しております。

続きまして10ページでございますが、美観地区でございますが、こちらは市街地の美観を維持するために定める地区ということで、昭和9年に中之島を挟む堂島川、土佐堀川沿岸、大阪城西側及び南側並びに大阪駅、南海難波駅、京阪天満橋駅、近鉄上本町駅、阿部野橋駅付近を定めさせていただいております。あと、御堂筋及び梅田から渡辺橋間の沿道一帯を定めております。大阪駅前につきましては、昭和13年に若干の追加をされてる区域がございまして。

続きまして、高度地区でございますが、こちらについては最低限高度地区ということで、1種と2種がございまして、約154ヘクタールの指定をしております。1種については、面的なものを指定したものでございまして。2種につきましては、防火地域内の避

難路となる都市計画道路沿道を最低限7メートル以上という高度制限を指定しているところがございます。

続きまして、地区計画でございますが、こちらは地区レベルのきめ細かなまちづくりを目指す制度ということで、15地区約356.9ヘクタールを指定しております。それで、建築物の用途制限なり壁面の位置の制限なりを指定をしているところがございます。

続きまして、地区計画の再開発等促進区、13ページでございます。こちらは、工場跡地等の大規模な低・未利用地などを、土地利用転換・再開発に当たり、都市の良好な資産の形成を資するプロジェクトを誘導するということで行っているもので、大阪市内で現在12地区約415.5ヘクタールが指定をされております。

最後に、その他といたしまして、船場建築線でございますが、これ昭和14年に船場地区において指定された建築線でございますが、約200ヘクタールの区域を指定されております。この船場地区の中で、すべての路線でなくて、御堂筋、三休橋、堺筋及び平野町通、本町通、南久宝寺通については、船場建築線がございません。

資料1-1については以上でございます。

資料1-2をごらんいただけるでしょうか。

今、ご説明差し上げました景観関連施策を地図上に落とさせていただいております。A3が全市のもので、A4が、都心部を拡大しております。赤でかなり目立っている部分が、指定景観形成物をあらわしております。

続きまして、資料の1-3ですが、こちらは大阪市内の中で特徴な景観を醸し出しているということで、写真を都市デザイン課で選別させていただきまして、載せさせていただいているところがございます。その中で、18の港湾景ということで書かせていただいているものがあるんですが、こちらはUSJですので、ご了解をお願いいたします。

続きまして、資料1-4の説明をさせていただきます。

こちらは資料1のまず条例に基づく大規模建築物の景観協議実績ということで、条例が施行されました平成11年から15年の間のものを表にまとめさせていただいております。総数として445件、これは月平均として考えれば7件から8件が出るという計算になります。

用途別件数では、共同住宅が圧倒的に多いということが見てとれると思います。

年度別件数につきましては、12年度が少し多目で大体平均的に出てきていると思っております。

次のページを見ていただきますと、区別・用途別件数をグラフにさせていただいております。こちらは、北区や中央区、都心中央の方で事務所なりが多く提出をされてるというのが見てとれると思います。それと、淀川区なり城東区の方を見ていただくと、周辺地区につきまして住宅系が多く提出されてるというのがこれで読み取れると思っております。

続きまして、資料1－4の本市都市景観条例に基づく景観協議実績ということで、大規模事前協議事例を地図上にプロットをさせていただいております。

これを見ていただきますと、中央部につきましてはやはり商業系が多く提出がされておりました、周辺につきましてはやはり住居系が多いというのも、この地図で見てとれると思います。

続きまして、建築美観誘導制度の協議実績というページがございます。総数310件、これ新築のみですけれども、あらわさせていただいております。こちらの年度別、路線別件数ということであらわさせていただきまして、堺筋が63年ですね。それで、なにわ筋が62年に件数が多いというのがこれで見えてとれるというふうに思っております。

続きまして、用途別・路線別件数といたしまして、これにつきましてなにわ筋、堺筋が件数多く出ておりました、堺筋につきましては事務所なり非住宅複合のものも多く提出をされているというのがこれで読み取れると。

続きまして、御堂筋まちなみ誘導制度の協議実績ということで、カラーのものをつけさせていただいております。これは、まちなみ誘導制度のもので、平成7年以降受け付けてまして、そのうち5件が建築をされております。1件がただいま工事中ということになっております。

最後に、資料1－4の条例に基づく大規模建築物景観協議事例ということで、事例1から3までを出させていただいております。事例1につきましては共同住宅、事例2につきましては事務所、事例3につきましては工場ということで、各届出のところに書かれているものは、その原文をそのまま引用させていただいております、現状のところでは整備実態を書かさせていただいております。

資料1から4の説明は、これで終わらせていただきます。

○事務局（阿部課長代理）

続きまして、資料2以下を引き続きご説明させていただきます。

資料2－1でございますが、こちらは本条例検討時の本委員会での提出資料を抜粋さ

せていただいております。

大阪市都市景観条例の検討時のときの資料でございまして、条例の制定の意義としましては、都市景観の整備は21世紀に向けた大阪のまちづくりの重要課題であると。今後、都市景観の形成に当たっては、まちづくりの中で生み出してきた資産を生かし、発展させ、次代へ引き継いでいくことが重要であると。そういう認識から、市民・企業の協力を得ながら、都市景観に係る多岐にわたる施策を総合的・体系的に推進していくこととして、その枠組みを景観条例として制定するという考え方に立っております。

条例の概要としましては、今後の都市景観の形成を進めていく上で、市民・企業の協力を得ながら、市域全体の景観水準の向上に努めるとともに、大阪ならではの特徴ある景観づくりに努めることが重要であるといったしまして、各種制度について検討を行い、これらを条例に盛り込んでございます。

具体的には、次のページにございますとおり5点でございます。

先ほど来、説明させていただきました施策がこちらの条例の中で盛り込んでございます。すなわち、1番、市民の協定による景観形成、2番、大規模な面的開発での景観整備、3番が地域指定による特徴ある景観づくり、第4が大規模建築物・構造物の事前協議、最後に景観資源の活用でございます。

3ページは、あわせて当時の委員会で提出されました考え方のイメージでございます。

4ページ目に、条例となりましたものと対比させていただきます。

現在、大阪市の景観条例につきましては8章22条からなっております、平成10年9月25日に制定されてございます。

次に、資料2-2といたしまして、国会を通っております景観緑三法について簡単にご紹介させていただきます。

景観緑三法と申しますのは、1つが景観法、もう一つが景観法の施行に伴う関係法の改正、最後に都市緑地保全法の一部を改正する法律ということで、3つ合わせて景観緑三法と呼ばれてございます。

いずれも、本年6月18日に公布されております、概ね半年以内に施行される規定がほとんどでございます。

景観法に関しましては、1つは基本理念の明確化がなされておりますのと、具体的な権利制限にかかわる施策ツールが位置づけてございます。具体的には、景観計画の指定、あるいは景観地区という都市計画手法が位置づけられております。景観計画の中では、

景観協定ですとか景観重要建造物という位置づけや、景観協議会や景観整備機構という組織についても位置づけがございます。詳しくは、後ほどご紹介いたします。

次のページの景観法の施行に伴う関連法でございますけれども、この中で大きな改正につきましては、屋外広告物法の改正がございます。この中では、景観計画で屋外広告物の事項を定めた場合には、屋外広告物条例は、その景観計画に即したものでなければならないという規定がございます。

それから、1つ上に上がりますが、建築基準法の改正もあわせてございまして、景観重要建造物に指定をいたしますと、国土交通大臣の承認を得て、条例で外観に影響を及ぼすような建築基準法の制限の緩和ができることとなっております。

次のページでございますけれども、こちらは都市緑地保全法と都市公園法の2つの法律が改正されてございまして、景観に関連しそうな項目で申しますと、都市緑地保全法の中で緑化地域というものが都市計画で定められることとなっております。具体的には、現在政令を策定中ではございますが、概ね1,000平米以上の敷地に対して例えば敷地の何%、数値でいうと25%という数字が上限となりそうではございますけれども、敷地の一部を緑化することを義務づけるというようなことができる。あるいは、地区計画でも同様な定めができるということでございます。

その次のページに、この景観緑三法とは別に建築基準法、都市計画法の改正がございまして、景観に関連しそうな制度として1つご紹介いたします。

特例容積率適用地区というものでございまして、イメージにつきましてはその次のページをごらんください。これまで、商業地域に限って適用されておった制度なんですけど、これを商業地域以外の用途地域で、大阪市の場合でいいますと工業専用地域を除く全地域、市域の約9割程度を対象に使うことが可能となるような制度のイメージでございませう。

内容としますと、漫画に歴史的建造物と書いてございますけれども、そういう容積率を目一杯使っていない、容積率をマイナスしている建物の上空の未利用容積につきまして、特例容積率適用地区の区域内で移転することができますよという制度でございませう。

以上が、最近、国会で改正がなされました法律の概要でございませう。

続きまして、資料2-3、A3で3枚ほど表がございませう。細かく書いてございませうので、概略をご説明しますと、左側に景観法に基づく施策が書いてございませう。それに対応して、中段縦方向で見ていただきますと、大阪市の条例に対応する類似の施策や、

都市計画の制度を書いています。

一番右側に、景観法での制度と景観条例、都市計画での運用との長所、短所、課題といったものを箇条書きにしています。

景観計画という制度で見ますと、類似の制度としては条例に基づく景観形成基本計画というものが大阪市にはございまして、これらの連携、関係整理が必要かと考えてございます。

それから、景観地区につきましては、大阪市では現在美観地区がございすけれども、こちらがこの法改正に伴いまして、具体的な規制内容を持たない美観地区は消滅することになってございます。そういった関係から、美観地区の位置づけの継承をどうするかというあたりが課題かと考えてございます。

2枚目の表に移らせていただきまして、行為制限につきましては、景観計画、あるいは景観地区で建築物の形態意匠について規制ができることになってございます。これまで、景観条例、あるいは要綱に基づく指導はあくまで行政指導、お願いでございましたので、このあたりが強制力を持った規制の手段ができたこと、それを活用すべきか、活用するとすれば、どのように使うべきかといったあたりの課題がございす。

4点目である景観重要建造物でございすますが、これにつきましては条例で指定景観形成物といった制度がございす。あるいは、大阪まちなみ賞という表彰制度もございすけれども、それらとの関係整理が必要かと思ひます。

3ページ目の表でございす。

5番目の項目として、住民提案という制度が今回の景観法でできております。景観計画につきましては、住民から提案ができます。あるいは、景観重要建造物、景観重要樹木についても所有者から指定を提案することが可能です。

この表にはございせんが、都市計画法で提案制度もできておりますので、景観地区についても都市計画法に基づく提案が可能でございす。

提案の規模については、現在、政令で案が出ておりますけれども、5,000平方メートル、0.5ヘクタール以上の範囲で提案することが可能となりそうでございす。

6番目の景観協定でございすますが、全員合意で住民が締結することができるということが位置づけられてございす。条例でも景観協定の規定がございすますが、大阪市の条例の場合は、必ずしも全員の同意は求めておりません。内容によって判断するというフレキシブルな内容にしてありますが、法律では全員合意が条件となってございす。

最後に、組織として景観協議会、これは関係する立場の人間が集まるような協議会をつくることができるのですとか、景観整備推進機構ということでNPO法人などを指定することが可能だということが法律で定められてございます。

○三輪委員長

ちょっとここで区切ってください。

今、事務局の方から説明をしていただきましたのが、要するにこれまでこういうことをやってきたと。それから、今度出た景観の法令の枠組みからいくと、このあたりに問題がありそうだというところの入り口の説明まであったわけです。

それで、ここまでのことでちょっとお聞きになっていて、もうちょっとここは確かめたいとか、もうちょっとこれは何だというようなところでのご質問なりご意見がもしあれば、いただきたいと思います。

今後、じゃあどうするかというのは、この質疑が終わった後にそちらへ先進ませていただきますが、お手元の資料の一番最初のところは目次は置きまして、大体2ページから6ページぐらいまでに書いてありますが、これは大阪市の景観条例があって、私どもの景観委員会が直接関知しているいろんな施策のアウトラインでございます。

景観形成基本計画、全市の基本計画を一応ベースにして、区域の指定とか資源の指定とか、あるいは川沿いの地域をもっとよくしようとか、都心部をちゃんとしようとか、折に触れてご相談をした、そしてそれを受けて実際の行政をおやりになってきたところのアウトラインです。2ページから6ページまで。これは私どもの守備範囲の中。

それから7ページから後、しばらくの間出ておりますのは、要するに隣接領域で別の要綱とか条例とか、あるいは法令に基づいて大阪市がおやりになってる景観関連の行政の概要でございます。それが大体ずっと1-2とか、先ほど折り込みの図の1-3あたりまでのところがそのことでございます。

それから、1-4はこれは初めて生データを見せていただいたわけでございます。大阪市の方で大規模建築物の事前協議をおやりになってるときに、景観というのを項目を入れて、事業主と事務局の方でいろいろやりとりをしていただいている、そのあたりのデータを整理したのが1-4のところ、これはページがございません。1-4の最初の2枚がそれでございます。それから、その次の2枚ほどはこれは別の制度で、例えば堺筋とか御堂筋の南の方とかってというのは、建築美観誘導制度という、これは大規模建築物ではなくて、街路沿いに建築計画が出たときにはいろいろ美観誘導の行政指導なざる

という制度で、出てきてるデータが件数がどのぐらいあるか。それから、もう一つは御堂筋の関係がその次でございます。

それから、地図にプロットしたのが、どの地点で大規模事前協議で景観協議をおやりになってるかということ。

それから、その次の今度は資料の1-4というのが何枚かございます。最初のところは、これは実際に個別案件についてここにマンションを建てたい、ここにオフィスを建てたい、ここに工場を建てたいというときに、事業主の方が景観について私はこのぐらい頑張りますということを字で書いて持ってくる。それを、今度こちらの役所の方がそれについてちゃんと指導をなさる。そのときに出てきた生の資料と、それから現状を見に行ったら確かにそこに木が植わってたとか何かということの確認をデータを、個別表にしてございますのがデータが3枚ございます。これは、もっとたくさんあるわけです。何百件ってあるわけですけど、とりあえずまだそのサンプルとして3種類の建築物について1件ずつ生データをここへ出していただいた。

ただし、これも個人の財産でございますから、どこの何丁目のどの建物とは書いてございませんけれども、こういうのがございまして、これは実際に今度次の段階で今までの事前協議がどのぐらいやはり有効であったか、あるいはどうしてももう一つ隔靴搔痒の感が残ったとかというようなあたりの判断をしていただく生データになるものでございます。

一応、その1のところはそんなことですが、2のところはそもそも現在の条例を組み立てるときに、私どもの委員会の前身になりました委員会で論議してまとめたのがこの次の2枚。それから、その次の3枚は具体的に、その次の1枚ですね。もう2枚あります。こういうイメージで条例を組み立たらよろしいのではないかといいことを、これちょっと思い出していただくのにこの資料がついてると。

2-2からは、今度できた法令の解説という、そういうことでございます。今回できた景観法の方が幅が広うございますし、それから関連するお隣にあります建築基準法、都市計画法、それからいろいろなそういう法律までまたがって連関を図るようになっておりますので、今までの条例よりも守備範囲が広がります。そこで、やはりいろいろな問題が出てこようかと思いますが。そのあたりを、とりあえず今わかっているところこういう問題がありそうだということで、そういうふうに見ていただければと思いますが、そういうことでよろしいですか。

ここまでのところで、何かお尋ねになりたいようなことございませんでしょうか。ちょっと一遍にたくさんあるのであれかもしれませんが、もし特に今の段階で先へ進めてよろしければ先へ行って、今後具体的にどこから切り口を開いていくかということのご相談をしたいと思いますが、その原案をそしたら。

○増田委員

ちょっとここまでの段階で。

ここまでの段階でご説明いただいたところで、その他というところで船場の建築壁面線の後退が出てますよね。それ以外に、その他ないのかなという。その他というのは、どう扱っていったらいいのかということなんですけど、例えばOBPの開発をするときには、あれは建築基準法の建築協定で運用してるんですけども、かなりあるゾーンとして景観形成をやられてますよね。あるいは、湊町の再開発地区もそうですし、HOPEゾーンもそうですよね。

そのあたりが、例えば今回の景観法でいきますと、住民提案みたいなやつができるということもありますし、大阪市の場合の条例も、市民による景観形成の取り組みを支える制度ということを我々ここで議論をしてやって、その結果としてはまだ市民の協定による景観形成という地域の指定は出てきてないわけです。現状ではですね。それに類するゾーンみたいなやつが、大阪市内に何個かあるかと思うんですけども、そのあたりは一度整理しておく必要があるのかないのかということなんですけれどもね。

これは、いずれ活用を考えていくときに、その辺の話を景観法で活用するのか、あるいは建築基準法の建築協定みたいなところで運用するのか、あるいは都市緑地保全法の中の緑化協定みたいなところでやっていくのかということもあろうかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうかね。

そこまで整理しておく必要は、今の段階ではないのかどうかということ。

○事務局（阿部課長代理）

今、委員、ご指摘いただいたとおり、必ずしも景観法、景観条例に基づく施策以外にも建築協定ですとか、緑化協定もございますし、HOPEゾーンのような地元と一体になってやっている制度もありますので、そのあたりは追加で整理させていただきたいと思います。

○三輪委員長

はい。ありがとうございます。

ちょっとまだ抜け落ちが、カバーしきれてない。そういうあれがあるということはわかってるけど、まだそこまで載録しきれてないということだと思いますけど。

はい、どうぞ。

○藤本委員

私も、景観協定のところがないというのが、やはりちょっと引がかかったので、そのあたり今まで可能性があったところがあれば、そのあたりの話も入れていただけたらなと思います。

もう1点私が気になったのは、今度景観法で一緒に考えないといけなくなる屋外広告物関連のことです。大阪市では、非常にこちらの法律もうまく活用されてるようにお見受けするんですけども、そちらの方のご担当の方での動きについて、どういう動きがあって、今どういうふうに関連をとられてるかということをお尋ねしたいと思います。

○三輪委員長

とりあえずのところ、今お話ください。

○事務局（阿部課長代理）

まず1点目の景観協定でございますが、魚の棚筋というところでクスノキの並木を民間で植えられてるところがございます。そちらで、数年間ほど協議をしておったわけですが、結果的にはそちらの地権者の方々の会社が東京に本社地を移転するなどございまして、大阪の地で地元の状況を把握した上で意思決定できる部署が近年なくなっております。その関係で、地元からは協議の場が維持できないということで、ギブアップなさっております。景観協定締結寸前で断念された経過がございます。

それから、屋外広告物につきましては、これまでも景観形成地域の指定に合わせて、広告物の指導についても連携するような取り組みもしておりますので、今後とも引き続き、屋外広告物の担当部局とも連携を図ってまいりたいと思っております。

○三輪委員長

ほかにありませんか。

では、先行かせていただきます。

それでは、次にどうするかという、事務局の方からその説明をお願いします。

○事務局（阿部課長代理）

事務局の一方的な説明が長くなりましたので、申し訳ございませんでした。

それでは、続いての課題の部分、景観法の活用のイメージにつきまして、資料の3で

ご説明を簡単に差し上げます。

先ほど来ご説明しております景観条例やこれまでの実績がございますので、その効果については今後十分な検証が必要ですが、この実績を踏まえますと、強制力を伴う景観法を活用すべきかどうか、必要に応じた法制度への移行を考えていく必要があるかと思えます。

一方で、引き続き市民や事業者の理解と協力を得ながら、今までどおり条例に基づいて普及啓発や協力要請を図っていくことが必要だということではないかなというイメージでございます。

この集合の絵のような形のもので表現させていただいておりますのが、大きくは条例に基づいて全市を対象に景観形成基本計画がございますので、この基本計画をベースに景観法について必要な地域に景観計画ですとか、景観地区というものを取り込んでいったらどうかというようなイメージがございます。

あわせて、法制度上は都市計画法に基づく美観地区ですとか風致地区、地区計画といったそれぞれ建築物の制限がございますので、これらとの整合が必要であろうかということでございます。

とりわけ、緊急を要して検討せねばならないと考えておりますのは美観地区でございます。先ほども申しましたが美観地区条例が未制定のためにこの景観法の施行に伴いまして、来年6月には美観地区は消滅する見込みでございます。

したがいまして、その位置づけについて景観地区なり景観計画なりに移行する必要があるのかないのかといったあたりを、今後鋭意検討する必要があるかと考えてございます。

そのほか景観計画の中にも黒ゴシックで書いておりますのが検討課題ですけれども、法律と条例とに類似の制度がありますので、そのあたりの役割分担が必要かと考えてございます。

一番最初の説明資料に戻っていただきたいのですが、こちらで今後の委員会での景観法活用の検討スケジュールの案を簡単にお示ししてございます。

右肩に説明資料と書いておりますA4一枚の紙を再度ごらんください。今年度は、本市景観施策における景観法の活用の考え方についてご整理をいただくことと、その景観法と条例の役割分担について検討を行っていただきたいと考えてございます。

これを受けまして、来年度景観法の条例委任事項も含めまして、本市の条例改正の考

え方を整理いただくとともに、本市の景観施策を継承する景観法活用の考え方についてご議論、ご整理をいただきたいと考えてございます。

18年度以降におきましては、平成17年度のマスタープランができることも考えますと、本市の景観形成基本計画についても一定の見直しが必要ではないかというふうなことも理解できますので、そのあたりの考え方の整理をいただきまして、新たな景観形成基本計画に基づく今後の活用の考え方をさらに検討しようということで、景観法の活用につきましては、2段階で当面の課題整理と抜本的な全市的な対応の中での再度の検討ということを考えていただければいかがかという案をご提案させていただいております。

続いて、部会の設置についてでございますけれども、ただいま申し上げましたような2段階の検討を今後進めていくに当たりまして、当面の景観法の活用に関して景観法活用検討部会（仮称）というものを設置いただいて、検討を進めていただければいかがかなと思っております。

資料4で、その概要を説明いたします。右肩に資料4と書いてあります景観法活用検討部会運営要綱（案）をごらんください。

現在、景観条例施行規則で、委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができるという規定がございますので、これに基づいてこの部会を設置いたしてはどうかというご提案でございます。

検討事項は、第2条に書いておりますけれども、景観法の活用に関することと、景観法の条例委任事項を含む本市景観条例の改正に関すること、その他景観法施行に関することでございます。

組織につきましては、委員長が指名する委員及び専門委員で組織することと規則上なっております。別表のとおり3名の委員、関西学院大学の荏原明則教授、関西学院大学の真砂泰輔名誉教授、大阪府立大学の増田昇教授3名の先生方及び市長が委嘱する専門委員としまして、大阪市立大学の嘉名光市講師、大阪大学の小浦久子助教授、大阪大学の澤木昌典教授、大阪市立大学の中原茂樹助教授の4名の方、計7名の先生方で組織したいと思っております。

なお、部会長については増田先生にお願いしてはいかがでしょうかと考えてございます。

この部会の任期につきましては、当該専門事項の調査が終了した時点で解散するものといったしたいと思います。

最後に、会議の公開、非公開でございますけれども、大阪市都市景観委員会運営要綱

並びに本市の審議会等の設置及び運営に関する指針で、原則として公開となるわけですが、これから申し上げます2つの理由で部会是非公開で開催することを提案いたします。

1つは、景観法を活用した特定地域における私権制限に関する基礎的な議論を行うということで、市民等や利害関係者の方々の意見をお聞きする前にこの会議を公開にしますと、市民の間に混乱が生じるおそれがございます。

それから、もう一つは法人や個人の所有物である民間の建物の形態意匠に関する個別の評価などの率直な意見交換が損なわれるおそれがございます。

以上、2つの理由から本部会については非公開とさせていただいてはどうかということをご提案いたします。

なお、部会での検討経過及び結果は、この公開で行っております大阪市都市景観委員会ですべて報告されるものでございます。

○三輪委員長

はい、そこで一遍。

○事務局（阿部課長代理）

以上が、事務局からのご説明でございます。

○三輪委員長

ただいま聞いていただきましたのは原案でございますが、とにかく今からじゃあどうするかという。きょうの資料の2ページ目のところでございますが、4番、景観法活用検討スケジュールの案というのがございますが、とりあえず今年度としては一番基本的な考え方を整理していただくというのがまず1つだと、我々の方で整理して、市長さんに申し上げるということだと思っております。

それから景観法で法令の方で分担してくださる範囲と、それから条例を中心に私どものまた景観委員会でお手伝いする、その範囲ってどこかで線引きをやはりはっきりして、これは法令の方へお願いする、これは条例で受け持つ、私どももそれについてお手伝いする範囲と、それから法令にもうお任せする範囲と、それはどこかで線引きをはっきりしなければいけませんで、その具体的なテーマとして美観地区の扱いというのがございます。これは都市計画の事柄ではございますが、景観のテーマとしては景観地区なり何なり、法令の方の地区としてやるか、それとも具体的にもう少しこちらの市民ベースのような、あるいは条例ベースのところの世界で受け持つか、あとあるいはどこかで線引きをして方向を出さなきゃいけませんので、その話がございます。

具体的には、その役割分担の一番最初はそのテーマがありますけれども、全般的に線引きをしなきゃいけないので、そのことについてはやはりいろいろ我々の委員会がお手伝いをするところがあるかということ。それが、今年度の仕事でございます。

来年度は、少し大きな枠組みを個別にいろいろな資料を整理をいたしまして、検討をしていただくということになるかと思えます。

とりあえず、こういう暫定的なプログラムでまず歩み出したらどうだろうか。それから、それに対して今度は全部いつでも本委員会でやってるのも能率も悪うございます。問題課題の掘り下げもできませんので、専門部会をつくってお願いしてはどうかというのが原案でございます。

それで、条例によりますと委員長が必要なときは部会を設けることができるという規定になっております。一応、私必要だと思いますので、きょうの資料の後ろの方にございましたような形の景観法活用の検討部会というのを設けていただいたらどうだろうか。

それから、そのメンバーはまた委員長指名をすると、ノミネートさせていただくことになっておりますので、当委員会の中から荏原委員、真砂委員、増田委員にお願いするというのが原案でございます。

それから、かねて市長の方から専門委員を置くことについて、これはご了解いただいておりますので、その嘉名さん、小浦さん、澤木さん、中原さん、4人の専門委員の方にそれは加わっていただくと。

その7人の方で部会を構成していただいたらどうか。きょう委員会でのご了解がいただければ、委員長としてはこれを指名をさせていただきたいというのが原案でございます。いかがでございましょうか。

それから、部会の部会長には増田委員をお願いいたしたいと、大変ご迷惑かと思えますけれどもよろしくお願ひしたい。特に、ご異議なければそういうふうにやらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、その原案どおり、ご了解をいただきましたので、委員長としては指名をさせていただきます。

それから、進め方などについて何かアドバイスがございましたら。

はい、どうぞ。

○榑崎委員

景観法にも、景観形成は結果として観光や地域の活性化に大きな役割を担うと書いてありますけれども、これは国全体に網をかぶせた話ですけれども、大阪市としてとてもこれから成熟社会になりましたから、工業、製造業が来るとか、仮に湾岸を埋め立てましても、そういうことはこれからは出てこない時代になってますから、他の市町村と比較して、大阪市はどのような特色でこれからの人の出入りをふやしていくべきなのかということ、よく市としてもお考えいただいて、専門部会の方でぜひまとめる方向性をお決めいただいたらいいんじゃないかなと。

やはり、都市間のこれから集客競争というようなことになってくるんじゃないかなと思うんですけれども、大阪は汚いぞというふうなイメージではなくて、そのごちゃごちゃしてるというのが1つの特色として打ち出すとともに、こことこことここは、こういふどうしても行きたいというふうないいまちづくりをしてるぞという方向へ行く。

これは、しかし手段としての景観をどうするっていうのじゃなくて、何のためにそうするのかという、大阪市としての景観を生かす、景観法を生かす理念のようなものを、ぜひお考えいただくのがいいんじゃないかなと思うのでございますが。

ちょっと差し出がましい意見でございます。

○三輪委員長

いえ、大事なことで。ありがとうございます。

どうぞ。

○田端委員

今ほどのご意見に全く賛成ですが、景観法というものがよくわからないんですけれども、実際、景観法をきちんと使わないといけないのかどうかとかですとか、使わなくても済むのかどうか、その辺の話を少し紹介していただけますでしょうか。

○三輪委員長

これは、事務局どなたか。

○荏原委員

質問していいですか。

○三輪委員長

関連の、はい、どうぞ。

○荏原委員

1点だけ。今の景観法使うかどうかですが、実は、この景観法のイメージというところ

ういうのをイメージいただきますが、この一番右の下の方にオープンカフェの設置というのが例で挙がってます。

たまたま私自身、委員になっておりますけれども、これで見ますと大阪で御堂筋でこういうものやっておりますけれども、実は現在社会実験でやる中で20幾つあるんですけれども、2市は多分成功例やったと思います。これはどうしてかと言いますと、人が集まってくるんですね。従来は集まっていなかったところに人が集まってきて、先ほどおっしゃったように、景観によって実は中心市街地の活性化というか、もしくは人通りを多くして、やってる喫茶店ではカフェ自体はもうあったかどうか実際疑問なんですけれども、全体として人通りがあふれば、それによって活性化するというそういう発想でしょうか。

実はそういうことでいいますと大阪はなかなかいい施設なり財産を持っていますので、ぜひこういうことをしていただいて、まさに景観法というんでしょうか、こういった景観によって人を集めて、個別のお店はどうだかわかりませんが、そういうことをぜひご検討いただければと思っております。

今、どこが成功しそうかという、神戸とそれから岐阜が成功例だというふうに、実は先週の国の方の検討会でそういう感想が出ました。

ただ、それはまだ今のところは実験ですからわかりませんが、実は大阪もやればできるんじゃないかと思ってるんですが、その辺をぜひ、逆に言いますと景観を少しくま利用すれば、人を集めていただいて中心市街地の活性化というんでしょうか。それができると思っていますので、ぜひご検討をと思っております。

以上です。

○三輪委員長

はい。ありがとうございます。

先ほどの質問。

○事務局（阿部課長代理）

まず1点目の景観法を必ず使う必要があるかというご質問ですが、国の見解や法律の構成で見ますと、必ずしも使わなければならないというものではございませんで、今ある景観条例、地方独自の手法を使っていくのと、景観法と全く併存できるという解釈でございます。

ただ、法律の解釈上、同じ制度ができるのであれば、法律を使わずになぜ条例や要綱

に基づくのかということになると、法律を使わない逆に行政側の理由が要りますので、法律でできないことを条例でやるということと、法律で同じことができるならば、それは条例ではなくて法律によるべきではないかという議論が一方ではあるかとは思いますが。

○三輪委員長

よろしいございましょうか、田端先生。

○田端委員

そういうことなんでしょうけれども、それで、最初にちょっとさっき言った話でしょうか。

景観法を実際的に活用する、利用するとなるといろいろな制限もかかってくるし、解決しなければならないのがいっぱいあると思うんですけれども、ただ、やはりかなり現在の条例だけで済むよりは充実した内容の景観啓発ということができるだろうと思いますので、積極的に使っていった方がいいんじゃないかなと僕は思ってるんですけど、ですから、そういうふうな決断をするに対して、やはり最初局長もおっしゃいましたように、都市戦略みたいなものをきちんと立てて、その中でどう使うのかという話を決めていかないといけない。

ですから、かなり覚悟してやらないとうまく使えないし、そういうふうにする以上は、やはりそれはさっき集客として言葉があったり、大阪全体を見て観光地として整備をしていかんといかんという話もありますから、そういう集客とか観光とかいう話ときちんと結びついた形で景観法の活用をどのように図っていくか、その辺を戦略、戦術ですね。そのあたりをきちんと整備をしていけばいいんじゃないか。

その辺は、非常に難しいですが、前ご紹介がありましたように、検討部会というのができますので、そちらの方でもいろいろ検討もしていただけるので、うまくいくかもしれないな、そういう感じです。

○三輪委員長

はい、ありがとう。

荏原委員。

○荏原委員

もう1点、1点だけこれはぜひお願いしたいことは、法律と条例の問題でいいますと、数年前にこの条例をメンバーでさせていただいたときに、条例をつくる際に、従来の法体系からいうと、強制的な手法は使えないという発想でやりましたが、実は検討段階で

は随分強制的な手法も導入したらという検討をいたしました。

そのときに、場合によっては強制的手法を使わなきゃならないだろうという議論をしたのですが、現在の法体系からいったら無理だろうというんでそれを外しました。

これは、次に小林委員さんが大変強行に主張されまして、法律家は何してると言われたことは覚えてるんですけども、まさにそういうことがございました。

今回の場合ですと、多分制度論としてそういう強制の提起を一定程度導入せざるを得ないかなと私は思っています。

ただ、それを具体的にどういうふうにするかの問題につきましては、むしろ先生方にこの分だったらここが使えるけど、こちらは使わない方がいいとかですね。この現在の条例は、基本的には市民の同意と、それから協力によってですから、むしろこういう法制度を動かすときに強制を使うのは行政の方ですから、協力によって自主的にやっていただくのがベターだと思っていますので、そういうものと組み合わせで使うわけですから、法制度の考えるべき問題と、それから具体的に計画でどういうふうに移行していくかの問題、少し課題を分けてから考えていただければと思っています。

部会での検討は、多分制度論としてどうするかという問題であって、具体的に大阪のどの地域をどういうふうにしてやっていくかという話は、今度はより具体的に各地域について手法の問題だと思いますので、それは少し分けて考えていただきたらと思っています。

法律の方も、今回の法律がいわばつまみ食いをしてもいいという法律のように見えますので、全面的にこれを利用していくしかないという義務がどうもなさそうですので、その辺もご紹介したらと思います。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○藤本委員

今のお話と関連してなんですけれども、今度の部会でされる内容は、今おっしゃったような内容かと思うんですけれども、私も気になっておりますのは、その形態意匠について強制力を持つということになると、じゃあ、その形態意匠をどう決めるかという話が出てくると思うんです。計画の中で決めていくということになると思うんですけれど

ども、やはり、その具体的な手法を決める段階というのは、今のところどういう段階でどういうふうな仕組みでやられようとしているかということ。

もし、お考えがあればお伺いしたいことが1点と、それから2点目はこれはお願いという部分かもしれないですけども、部会の方は非公開、ただし市民の皆さんは法律ができたということは、多分いろいろな情報で知られると思いますし、この法律ができてこれからどうなるかということ、やはり市民主体ということがうたわれるわけですね。

そうしたときに、やはり動きたい方がいらっしゃれば、サポートしてあげる体制というのにも同時に仕組んでいかないといけないと思います。そして、より市民主体の運動ができるようになったときに、やはり市民も育てないといけないと思うんですね。多くの市民がですね。

それを考えますと、何か早い段階で景観法がこうですよと、これは国交省の方がつくられているわけですけども、大阪市さんでも今までの景観施策はこういうふうにしておりまして。これからは、市民主導でこういうふうにしていきたいと、何かそういうPRを兼ねた景観法をもっとわかりやすく普通の市民の方に伝えるような何か広報活動をぜひ加えていただけたらなというふうに思います。

○三輪委員長

はい、ありがとう。

はい、どうぞ。

○榎崎委員

今のPRの必要性というのは、全く私も同じ考え、意見を持っていますが、さっき出ました強制力につきましては、やはり要は先ほどの理念に基づいて大阪市益というか、大阪市民益といいますか、全体の大阪市全体のためになるということをよく踏まえていただければ、一部の方の反対される私益というものに対しては、やはり勇気を持って法律のもとに立ち向かっていくべきではないか。そうしないと、いつまでたっても変わっていかない。だから、21世紀、あるいはもっと先の大阪市のことを考えていただいて、頑張ってもらいたいなと私は思います。

それから、その前提として片一方で景観協定は全員合意であるとかということもありますし、強制力を発揮するとしても、なかなかうんと言わない人もいらっしゃいますので、先ほど藤本さんおっしゃったように、市としてどういう手段をお持ちなのか知りませんが、徹底したPRというものをなさらないと、それはしておく方がいかにいいとい

うふうに思います。

○三輪委員長

いろいろありがとうございました。

山田先生も何かございます。

○山田委員

皆さんおっしゃいましたので、もう。

○三輪委員長

いろいろと貴重なご意見いただいてありがとうございました。

部会の先生方に随分、何もかも全部こしらえてくれって頼むわけじゃないので、丸投げをするわけじゃなくて、ちょっとここまでの範囲でこういう問題がありますよというのは、またここへ折に触れて出していただいて、こういう方向でやはり役所の幹部の方もいろいろ発言していただき、こういうやりとりもやりながら、いい仕組みが工夫されていくといいなと思いますので、ひとつそちらの列の皆さんにもどうぞよろしく願いいたします。

それで、大きな戦略方針をどうとったらいいかというのは、原案は部会で出てきてこう出してくるんじゃないくて、実はこういうものが大事ですよというような話はここへ上げていただけるように、やはりこういうところで皆さんのこれ公開の場でやはり議論していただくなり、また例えばいろいろ総合計画その他も役所の中でもいろいろ審議が進んでいくと思いますが、そういうところからの例えば情報なども折に触れてお伝えいただければ、大きなところで路線を間違えずにいい仕組みの提案が固まっていくだろうと思いますので、何分ともよろしく願いいたします。

ご指摘いただきましたようなテーマは、十分これは事務局でも検討していただいて、間違いなく進んでいくように、ひとつまたお手伝い願いたいと思います。

○事務局（坊農課長）

わかりました。

マスタープランの方も、美しいまちづくりについて今後一緒に検討をする方向で議論をするべく進めております。

今、ご指摘いただいたことにつきましては、今後の検討の中で、いろいろ案を考えてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○三輪委員長

それでは、今後どうするかというところまで話が進みましたので、それではその次の報告のその他の中のもう一つでございますが。

○事務局（阿部課長代理）

一番最後の資料5でございます。

指定景観形成物の指定について、ご報告させていただきます。

本委員会でご投票いただいた結果をベースに、その後三輪委員長、増田部会長ともご相談させていただきまして、お手元の資料にありますとおり、生駒時計店を初めとする10件を10月8日付で景観形成指定物に指定いたしております。お手元の資料は、その大阪市の広報をお配りしております。

あわせて、お付けしております各委員の先生方にお書きいただきました選評につきましては、計画調整局のホームページで掲載するよう現在整備中でございます。

報告事項は以上でございます。

○三輪委員長

はい。いろいろ各委員にもお骨折りいただきましてありがとうございました。

おかげさまで10物件につきまして、景観形成物の指定の手続が役所の内部では終わっております。今公表する直前まで来ております。

それで、この案件では実は口縄坂とか黒門市場というようなのが候補の投票の時点ではあったわけですが、この景観形成物の指定が条例の趣旨から行きますと、現状不変更という方に働くようになっておまして、黒門市場なんかも何かちょっと変えたい、商店街の方で何か振興組合が変えたいというようなときに、それを例えば一々届けなきゃなんないとか何かというあたりが、ちょっと矛盾する要素をはらんでおまして、それから口縄坂も坂道のああいう長いものを指定するというのと、今の条例の制度とがちょっと合わないところが出ておりますので、今回は投票の結果としては上がってたんですけども、指定はちょっと見送らせて、先送りにさせていただきます。

5つぐらいの物件がたしか先送りになっておりますが、これはウエイティングリストの中には載っておりますので、前の年度でも残ってた、例えば日銀大阪支店なんかもあるわけで、あれはちょっと全部待機表の、ウエイティングリストに入っておりますので、何かまた制度の工夫をしながらああいうものが指定できるような形に、改めてまた工夫をして拾っていくようなことはまたご相談したいと思いますが、今回は見送らせていた

だいておりまして、10件、今回出させていただくということで、皆さんのお力をかりましてまとめたわけでございます。

何か、それ以上補足することがあれば言ってください。

○事務局（坊農課長）

先生方には、講評を書きいただきまして、どうもありがとうございました。実際の指定におきましては、特に近代建築物の建物を所管されている方々に賞状を持っていきますと、非常に喜ばれまして、私どもとして指定をさせていただいたかいがあったと思っております。

ただ、ウェイティングリストに載っているところもまだまだございますし、今回景観法の中でも重要な景観形成指定物という制度等もございますので、条例でやっております指定景観形成物との兼ね合いも考えていかないといけないと思います。

またよろしく願いいたします。

○三輪委員長

お聞きのようなことでございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、一応、きょうの議題につきましては予定の分が全部これで終わったかと思っております。

あと、事務局の方へ進行をお願いいたします。

○事務局（坊農課長）

委員長、どうもありがとうございました。

本日は、ご熱心な審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

委員の皆様にはいただきました貴重なご意見を、今後の検討部会の方に反映をさせてまいります。

これをもちまして、本日の委員会は閉会させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。